

## 2-4 会員の配分金に関する規約

### 公益社団法人 坂出市シルバー人材センター

#### 会員の配分金に関する規約

(趣旨)

第1条 この規約は、公益社団法人坂出市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に伴う、配分金（包括的契約においては「会員業務委託料」という。以下同じ。）に関する事項を定めるものである。

(全額支払いの原則)

第2条 センターは、就業した会員に対し、配分金の全額を支払わなければならない。ただし、センターと会員との間に合意がある場合は、配分金の一部を控除して支払うことができる。

2 センターは、会員との合意により、センターの指定する銀行口座への振込みの方法により配分金を支払うものとする。ただし、これにより難い事由がある場合には、現金で直接支払うことができる。

(支払日の原則)

第3条 センターは、会員が就業した場合の配分金を、毎月15日に前条に定める方法で支払うものとする。ただし、支払日が土曜日・日曜日及び祝日に当たるときは、土曜日・日曜日及び祝日を除いたその前日とする。

(社会的相当配分の原則)

第4条 会員の就業に対する配分金は、香川県における最低賃金等を尊重し、社会的に相当な内容のものとする。

(配分金見積基準の決定)

第5条 会員の就業に対する配分金の見積基準は、職種ごとに能率、時間などを考慮して理事長が定めるものとする。

附 則

- 1 この規約は、昭和63年5月26日から施行し、昭和63年4月18日から適用する。
- 2 この規約の改廃は、理事会において決定し、総会に報告するものとする。

附 則

- 1 この規約は、平成8年10月1日から施行する。
- 2 この規約は、理事会において決定し、総会に報告するものとする。

附 則

この規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106号第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則（令和7年10月22日理事会議案第7号）

この条例は、令和7年10月22日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、

#### 2-4 会員の配分金に関する規約

令和8年4月1日から施行する。